

## 代議員選挙に関する規則

(目的)

第1条 本規則は、公益社団法人日本リハビリテーション医学会定款第12条に基づき、代議員の選出に関する事項について定めるものである。

(選出方法)

第2条 代議員は、第3条に規定する地区ごとに、各地区の正会員の選挙によって選出する。

(選出地区)

第3条 選挙は、全国を次の地区に分けて行う。

- (1) 北海道地区
- (2) 東北地区：青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県
- (3) 関東地区：新潟県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、東京都、埼玉県、神奈川県、山梨県
- (4) 北陸地区：富山県、石川県、福井県
- (5) 中部・東海地区：静岡県、長野県、愛知県、岐阜県、三重県
- (6) 近畿地区：滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県
- (7) 中国・四国地区：鳥取県、岡山県、島根県、広島県、山口県、徳島県、香川県、高知県、愛媛県
- (8) 九州地区：福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、宮崎県、熊本県、鹿児島県、沖縄県

(選挙権及び被選挙権)

第4条 選挙権は、選挙の行われる年の前年の別に定める日における正会員に限りこれを有する。

- 2 被選挙人となるためには、選挙権を有する前第1項の正会員であることが条件であり、代議員に選出された場合に選出された年の4月1日に65歳未満であって、加えて正会員2名による推薦を要する。
- 3 選挙人及び被選挙人の所属地区は、選挙の行われる年の前年の別に定める日における正会員台帳に記載された勤務先住所とする。
- 4 前項の勤務先がない場合は、学会誌送付先住所とする。

(代議員定数)

第5条 代議員定数は、定款第12条第1項により350名以内とし、これを各地区の正会員数に按分比例して割当てる。

- 2 前項の案分比例方法は、別紙1の通りとする。

(選挙管理委員会)

第6条 この規則による選挙の管理執行に関する事務は、選挙管理委員会（以下、「委員会」という。）が行う。

2 委員会に関する規則は、別に定める。

(選挙の公示及び選挙人名簿)

第7条 選挙に関する公示は別に定める日までに行わなければならない。

2 委員会は、選挙の行われる年の前年の別に定める日における有権者名簿を別に定める日までに学会誌及び医学会ホームページに公表する。

3 委員会は、前項による選挙人名簿の公表の他、各地区ごとに選挙人名簿を縦覧させることができる。

4 選挙人は、有権者名簿に脱漏、誤記があると認めたときは、別に定める日までに、委員会に異議の申し立てをすることができる。

5 委員会が異議の申し立てを認めたときは、有権者名簿の訂正を行い、これを会員に公示しなければならない。

(立候補の届け出)

第8条 立候補しようとする者は、別紙2の立候補届に所信表明及び正会員2名の推薦者を記載し、別に定める日までに委員長に届け出なければならない。

(公示)

第9条 委員会は、地区毎に候補者の名簿及び立候補届をまとめ、選挙の行われる年の別に定める日までに、会員に公示しなければならない。

(選挙期日)

第10条 選挙期日は、別に定める日とする。

(選挙日程の決定)

第11条 第4条第1項及び第7条から第10条に規定する「別に定める日」は、理事会が定める。

(投票)

第12条 選挙人は、所属する地区に定められた投票数に従って候補者を選出し、委員会が定めた投票用紙に自ら記入して、投票期日までに到着するよう委員長に郵送しなければならない。

2 投票は、無記名投票とする。

3 第1項に拘わらず理事会が必要と認めた場合は、電磁的方法により投票を行うことができる。

4 前項の規定により電磁的方法による投票を行う場合は、選挙管理委員会が具体的

方法を定める。

- 5 第 1 項から第 4 項の規定にかかわらず、各地区において候補者数が選出しようとする代議員の定数を超えない時は、該当する地区については信任投票を行う。
- 6 前項の信任投票は、該当する地区ごとにその選挙人に対し次に掲げる事項を各別に通知する方法で行う。
  - (1) 当該地区にかかる候補者氏名
  - (2) 当該地区について、候補者が選出しようとする代議員の定数を超えないため、選挙期日をもって候補者を当選人とする旨
  - (3) 特定の候補者が当選人になることについて、選挙人が所定の期間内に書面で異議を述べることができる旨
  - (4) 前号の書面の送付先住所
- 7 前項第 3 号の所定の期間は、2 週間を下ることはできない。
- 8 選挙人が第 6 項第 3 号の期間内に所定の候補者が当選人になることについて異議を述べなかったときは、当該選挙人は、当該特定の候補者について信任する旨の投票をしたものとみなす。
- 9 当該地区の選挙人総数の 2 分の 1 以上の選挙人が第 6 項第 3 号の期間内に特定の候補者が当選人となることについて異議を述べたときは、当該特定の候補者は当選人とはならない。
- 10 前項の規定により特定の候補者が当選人とならなかった場合は、その地区代議員は欠員とし、補充選挙は行わない。
- 11 信任投票において立候補届受付締め切りから候補者名簿公示期日前、投票期間中及び選挙期日に候補者が死亡した場合又は辞した場合は、立候補辞退の扱いとし、その地区代議員は欠員とし、補充選挙は行わない。

(開票)

- 第 13 条 委員会は、選挙の公正性を確保するため選挙期日までに、正会員の中より開票立会人若干名を指名する。
- 2 開票は、委員会が開票立会人のもと、選挙終了後直ちに行わなければならない。

(投票の効力)

- 第 14 条 投票の効力は、委員会が開票立会人の意見を聞き、これを決定しなければならない。
- 2 前項の規定に関わらず、次の投票は無効とする。
    - (1) 第 12 条第 1 項に違反することが明らかなものは、その投票用紙記入事項のすべて。
    - (2) 投票用紙の記入が不明確なもの。ただし、明らかに特定の候補を指すことが認定された場合は有効とする。
    - (3) 正会員の本人以外の者による投票
    - (4) その他不正行為による投票

(当選人の決定)

第15条 当選の決定にあたっては、第5条に定める地区毎の定数に応じ、有効投票数の多いものから順次当選人とし、次点は3人までを補欠人とする。

2 前項において、第12条第6項により信任投票を行う地区の候補者は、第12条第8項に定める選挙人からの異議が同条第9項に規定する要件に満たなかったとき当選人とする。

3 投票が同数の場合は、委員会において開票立会人のもとで委員長が抽選を行い、当選人を定める。

4 当選人が決定した時には、委員会は当選人に当選の旨を通知し、選挙結果を理事長に報告したうえで速やかに会員に知らせなければならない。

(異議の申し立て)

第16条 選挙の効力に関して異議のある選挙人又は候補者は、選挙結果発表日より14日以内に、文書で委員会に対して異議を申し立てることができる。

(再選挙)

第17条 選挙に関する不正行為の有無は、委員会において審議・決定し、理事長に報告する。

2 選挙の無効が決定された地区では、当該地区において再選挙を行う。

3 前項の選挙無効の判断は、委員会が顧問弁護士の意見を聞き決定する。

(当選人の繰り上げ補充)

第18条 選挙期日より50日以内に当選人が辞退又は会員の資格を喪失した時は、その地区の補欠人を順次繰り上げて当選人とする。但し、第15条第1項の補欠人3人を超えた場合の欠員は原則として補充しない。

2 委員会により当選の無効が決定された場合には、補欠人3人までを繰り上げて当選人とする。

(不正行為)

第19条 次の事項で発覚した不正を、不正行為として対処する。

(1) 立候補に関する不正

(2) 投票に関する不正

(3) (1)、(2)以外の選挙に関する不正

2 不正が発覚し委員会が不正行為と認めた場合は、次の手続きを行う。

(1) 委員会は、不正の発覚時期は問わず発覚時点での事実関係を調査のうえ、顧問弁護士の意見を聞き判断した結果を理事会に報告する。

(2) 理事会は、前号の報告について審議を行い、特に悪質と判断した場合は倫理委員会に諮問し、対応を決定する。

(選挙事務)

第20条 選挙に関する事務は、本医学会事務局において行う。

(規則の改廃等)

第21条 本規則の改廃は、理事会の議を経て社員総会において承認する。

附 則

本規則は、平成23年6月3日より施行する。

本規則を実施するために必要な事項は、別に定める。

附 則

本規則は、平成25年6月12日より施行する。

附 則

本規則は、平成26年6月4日より施行する。

附 則

本規則は、平成27年5月27日より施行する。なお、本規則の施行に伴い、「代議員選挙に関する内規(平成23年6月3日施行、平成26年3月15日改正施行)」は廃止する。

附 則

本規則は、平成30年6月27日より施行する。

附 則

本規則は、令和3年6月9日より施行する。

附 則

本規則は、令和5年6月28日より施行する。

(別紙1)

代議員選挙に関する規則第5条第2項に規定する代議員定数の案分比例方法は、次の表に示す計算により決定する。

ウェブスター方式 (四捨五入を用いた除数方式)

選挙区	会員数	会員数÷d d1	四捨五入後 議席数	会員数÷d (増減後) d2	四捨五入後 議席数	総定数
北海道						
東北						
関東						
北陸						
中部・東海						
近畿						
中国・四国						
九州						
総定数						350

- (1) 全国の総会員数÷350を基準会員数dとする。
- (2) 各選挙区の会員数を基準会員数dで割る(d1)。その値の小数点以下を四捨五入した結果を各地方の議席数とする。但し、この結果で得られた議席数の総和が350より大きい場合には、基準会員数d(d2)を増大させ、議席数の総和が総定数に等しくなるようにする。逆に、得られた議席数の総和が350より小さい場合には、基準会員数d(d2)を減少させ、議席数の総和が総定数に等しくなるようにする。

(別紙2)

公益社団法人日本リハビリテーション医学会  
代議員 立候補届

西暦 年 月 日

選挙管理委員会委員長 殿

私は、代議員選挙に関する規則に従って、公益社団法人日本リハビリテーション医学会代議員選挙に立候補致します。

立候補者氏名 (自署) \_\_\_\_\_ 印

会 員 番 号 : \_\_\_\_\_

生 年 月 日 : 西暦 年 月 日 \_\_\_\_\_

住 所 (自 宅) : \_\_\_\_\_

選 挙 区 : \_\_\_\_\_

所 属 機 関 名 : \_\_\_\_\_

職 名 : \_\_\_\_\_

【所信表明】

推薦人 : 会員番号 \_\_\_\_\_

氏名 (自署) \_\_\_\_\_ 印

所属機関名 \_\_\_\_\_

推薦人 : 会員番号 \_\_\_\_\_

氏名 (自署) \_\_\_\_\_ 印

所属機関名 \_\_\_\_\_